介護老人保健施設にしきの里
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設にしきの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者がにしきの里通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、第４条又は第５条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって､繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙１、別紙２の改定が行われた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること。

②弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額３０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主催者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴言、暴行、誹謗中傷その他の背信行為又

は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします）。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

３　利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

②利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。

③利用者及び身元引受人が本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合。

④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。

⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

⑥第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙

料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

２　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１５日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間は保管します。

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

３　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して、当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

４　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由は診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター［介護予防支援事業所］）等との連携
③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（事故発生時の対応）

第 10 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 11 条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 12 条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 13 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設にしきの里
通所（介護予防）リハビリテーションのご案内

（令和８年４月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設にしきの里
・開設年月日　平成８年３月３１日
・所在地　長崎市錦２丁目１番１号
・電話番号　０９５－８４５－２１３３
・ファックス番号　０９５－８４５－２８２１
・管理者名　田川　雅浩
・介護保険指定番号　介護老人保健施設（４２５０１８００６６）

（２）介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるように短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的を、ご理解いただいた上でご利用ください。

（３）通所リハビリテーションの職員体制

	常　勤	非常勤	業務内容
・医　　師	１（兼務）	２（兼務）	利用者の介護･機能訓練および健康管理上の指導を行う
・看護職員	２		利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う
・介護職員	７		利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う
・支援相談員	４（兼務）		利用者及び家族からの相談への対応
・理学療法士	５（兼務）		利用者の機能回復のための訓練を行う
・作業療法士	２（兼務）		利用者の機能回復のための訓練を行う
・言語聴覚士	１（兼務）		利用者の機能回復のための訓練を行う
・歯科衛生士		１（兼務）	利用者の口腔衛生管理および口腔ケアを行う
・リハ室介護職員	１（兼務）		リハビリに関する介護を行う
・管理栄養士	１（兼務）		利用者の食事献立作業、栄養作業、指導を行う
・事務職員	４（兼務）		必要な事務を行う
・清掃員	１（兼務）	３（兼務）	施設内の清掃を行う
・運転員		５（兼務）	施設車の運転を行う

（４）通所定員

・定員４０名

２．サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

② 食事　　１２時００分に提供します

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等による栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス（原則月２回実施します。）

⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑫ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的には支援相談員にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

〇長崎百合野病院

・診療科目：内科　外科　循環器科　呼吸器科　胃腸科　消化器科　　肛門科
整形外科　麻酔科　婦人科　放射線科　脳神経外科　ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科

住　所：西彼杵郡時津町元村郷１１５５番地２

電　話：０９５－８５７－３３６６

〇光晴会病院

・診療科目：内科　外科　循環器科　心臓血管外科　泌尿器科　神経内科
リハビリテーション科　リウマチ科　麻酔科　消化器科

住　所：長崎市葉山１丁目３番１２号

電　話：０９５－８５７－３５３３

〇虹ヶ丘病院

・診療科目：外科　内科　循環器科　呼吸器科　消化器科　血液浄化センター
リウマチ科　代謝糖尿病　消化器外科　肛門科　血管外科
神経内科　リハビリテーション科　整形外科　皮膚科　放射線科

住　所：長崎市虹が丘町１番１号

電　話：０９５－８５６－１１１２

〇聖フランシスコ病院

・診療科目：内科　外科　呼吸器科　消化器科　循環器科　整形外科
泌尿器科　放射線科　腎臓内科

住　所：長崎市小峰町９番２０号

電　話：０９５－８４６－１８８８

〇田川療養所

・診療科目：神経科　精神科　内科　歯科

住　所：長崎市錦２丁目１番１号

電　話：０９５－８４５－２１８８

・協力歯科医療機関

〇石田歯科医院

・診療科目：歯科

住　所：長崎市白鳥町１番２８号

電　話：０９５－８４８－０１１８

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡先票」にご記入いただいた連絡先にご連絡致します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・飲酒・喫煙：施設内はすべて飲酒・喫煙はできません。
・携帯電話：使用は原則として認めません。やむを得ない理由があるときは事前に申し出をしていただき、許可もしくは不許可を判断させていただきます。
・設備・備品の利用：予め、お申し出下さい。
・金銭・貴重品の管理：原則的にお持込は禁止させて頂きます。
・通所予定日に急遽、お休みになられる場合は、８時３０分までに連絡をお願いします。

５．非常災害対策

・防災設備…防災監視盤　非常用放送設備　スプリンクラー　避難用滑り台
消火器　消火栓　排煙窓　誘導灯等
・防災訓練…年２回

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

＜別紙２＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、負担割合証を確認させていただきます。

２．通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにおいては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されます。その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容につきましては同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）基本料金

・施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。項目、金額の詳細につきましては、別紙ご利用料金案内表をご覧ください。

（２）支払い方法

・毎月１５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします

・お支払い方法は、現金払いもしくは金融機関口座自動引き落としの２方法があります。

＜別紙３＞

Ⅰ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	介護老人保健施設　にしきの里
提供するサービスの種類	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護(予防短期入所療養介護含む) ・通所リハビリテーション(予防通所リハ含む) ・訪問リハビリテーション(予防訪問リハ含む)

措置の概要

１ 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)の担当者設置

・相談・苦情に対応する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については支援相談員をはじめ、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいます。

電話 095-845-2133　　Ｆax 095-845-2821

(苦情受付担当者)

医　　療	副施設長	池田　徹
事　　務	部　　長	飯野　朋彦
看　介　護	部　　長	増﨑　辰徳
通所・リハ	部　　長	前園　住恵
地域連携室	室　　長	川口佐登美

・上記相談窓口及び処理体制等について、施設内に掲げ周知を図っています。

・法的な処理窓口及び現場にて処理の難しい事案は事務部長が対応いたします。

２ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情があった場合は直ちに相談担当者又は支援相談員が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。

・相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告すると共に、その指示を受け、速やかに相談事項の処理を行います。

・管理者が、必要があると判断した場合は、検討会議（管理者を長として各職種１名以上で構成する。）をおこないます。当然、法人施設で形成するリスクマネジメント委員会に対しても報告を行います。

・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をします。

・苦情内容によっては、関係機関（市町村介護保険担当所轄課、福祉事務所等）に報告を行い、市町村等が行う調査・指導等に従います。

・必ず、処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告すると共に文書回覧等により具体的な内容周知を図り、再発防止を促します。

・記録を保管し、ケアプラン・研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てます。

３ その他参考事項

（外部の相談窓口）

・長崎県国民健康保険団体連合会　電話 095－826－1599

・長崎市高齢者すこやか支援課　　電話 095－829－1146

Ⅱ　サービス提供上の事故を処理するために講ずる措置の概要

措置概要
1　事故発生時の家族への対応 ① 事実を正確に説明するため、原則として事故の状況及び利用者様の状態の説明は、診察した医師が行います。しかし、自己の内容によっては当日の看護室リーダーの判断で行う場合もあります。 ② 事故発生の原因がはっきりしない場合には、充分な調査の後に説明する旨を伝えます。 ③ 事故の調査結果が管理者に報告された段階で正式に原因の説明を行います。 ・上記相談窓口及び処理体制等について、施設内に掲げ周知を図っています。 2　円滑かつ迅速に事故処理を行うための体制・手順 ① 事故発生時に発見者より看護職員または医師に直ちに連絡・報告するとともに、直属上司又は事務部長に報告連絡を行います。 ② 連絡を受けた者が看護職員の場合、その者の判断により医師の診察を受けます。 ③ 家族関係者の方に本人の状況、事故の概要を連絡します。連絡先が不在の場合、その後の連絡の優先順位は、契約時に申し受ける「緊急連絡網」台帳の順に行います。 ④ 連絡した時間・内容・連絡先についてはカルテ及び事故報告書に記載します。 ⑤ 診察した医師が必要と認めた場合には、協力医療機関へ搬送します。その際、緊急にてやむを得ない場合を除き事前に家族関係者への説明を行います。 ・事故発見者は、直ちに事故内容、事実確認状況を上司及び管理者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出します。 ・管理者が必要であると判断した場合は、検討会議を開催し、状況の確認・原因究明・対策の検討を行います。また、施設内のリスクマネジメント委員会に対しても報告を行います。 ・事故内容によっては、関係機関（市町村介護保険担当所轄課、福祉事務所等）に報告を行います。 ・必ず、事故内容等を全職員に対し朝の申し送り等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促します。 ・事故の状況及び事故に際してとった処置の内容の記録を保管し、ケアプラン・研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てます。

【提出書類】

にしきの里通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書

介護老人保健施設にしきの里の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設にしきの里通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、２、３、４を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

説明者：

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

医療法人　友愛会
介護老人保健施設　にしきの里
管理者　田川　雅浩　　殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	